

営業時間短縮要請にご協力いただいた飲食店等の皆様に協力金を支給します

○ 営業時短要請の概要

令和3年1月7日までの間

対象業種	スナック、バー、居酒屋、カラオケなどの酒類を提供する飲食店又は接待を伴う飲食店（食品衛生法の飲食店営業許可事業者）
内容	午後10時から午前5時の間の営業自粛要請

令和3年1月8日から2月7日までの間

対象業種	全ての飲食店
内容	午後8時から午前5時の間の営業自粛（酒類の提供は午後7時まで）

○ 市町村毎の要請の期間及び協力金の支給額

別紙のとおり

○ 対象要件

- 茨城県からの営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者であること
- 要請を行った日以前に営業を開始した飲食店等を管理する法人又は個人事業主であること
- 県が定めるガイドラインに基づき感染防止対策を実施し、「いばらきアマビエちゃん」に登録していること

 営業時間短縮要請の期間以前に、閉店しているにも関わらず、協力金の申請をされた方などには、支給額を返金していただきます。

宣誓・同意事項

申請者は、次の全ての事項について宣誓又は同意が必要です。

- ・支給対象者であること。
- ・暴力団及び関係者等、大企業、地方公共団体等など不支給要件に該当しないこと。
- ・関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること。
- ・虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合には、協力金の返還を行うこと。
- ・営業時間短縮要請期間後も事業を継続する意思があること。
- ・県や業界団体が作成する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること。
- ・いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。

◆ 申請方法・申請期間・必要書類等については、裏面をご覧ください。

◆ ご自身の店舗が協力金の対象になるかわからない方は、個別にご相談ください。

○ その他

- ・審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に変えます。
- ・市町村の求めに応じて、申請情報を提供することがあります。

<input type="radio"/> 申請期間	令和3年1月22日（金）から令和3年3月8日（月）まで
<input type="radio"/> 申請方法	○書面申請【配付場所】市町村役場又は商工会・商工会議所 ○電子申請

○ 必要書類

- 新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金申請書（様式第1号）
※電子申請の場合は、直接情報を入力していただくため、不要です。
- 協力金の振込先の通帳等の写し
- 食品営業許可証の写し（申請する店舗の分全て）
- 元々の営業時間が分かる書類及び営業時間を短縮したことが分かる書類（店舗への貼り紙やホームページの写し等、申請する店舗の分全て）
- 感染防止対策宣言書（いばらきアマビエちゃん）の写し（申請する店舗の分全て）
- 本人確認書類の写し（申請者が個人事業主の場合のみ）

○ ご自身の店舗が協力金対象となるか分からぬ方へ

元々（コロナ禍以前）の20時以降営業している飲食店ですか？

はい

いいえ

要請の期間中、20時から翌5時までの間に営業をしませんでしたか？
また、酒類の提供は7時までとしましたか？

はい

いいえ

協力金の対象となりません。

- （例1）従来から20時までの営業
- （例2）営業時間を短縮したが20時以降も営業した

協力金の対象となります。

- （例1）営業時間を短縮し、20時までに営業を終了し、19時までに酒類の提供を終了した
- （例2）終日休業した

※要請を知るのが遅かったなどの特別な事情により、営業時間短縮の始期が遅れた場合は、ご相談ください。

詳細については、茨城県HPに掲載しております。

[茨城県HP](#)（協力金に関するページ）

[電子申請もこちらから](#)



○ 問合せ先等

【書面申請の提出先】〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

茨城県営業時間短縮要請及び協力金問い合わせ窓口 宛
(茨城県産業戦略部中小企業課)

*簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

*新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、対面での申請書類の受付や説明は行いませんので、予め御了承ください

【問い合わせ先】Tel.029-301-5393

【開設時間】 9時～17時（平日のみ）